



吉田 和生氏

オーブン カレッジ

近になってからのことであを反映、遅延認識である。しる。わが国では関連する会計かし、導入当時から、多くの問ルールである退職給付会計基題点が指摘されていた。準の導入が遅く、2001年 主要な問題点として、割引3月期から導入されている。率の選択と遅延認識があげら

現行のこの会計基準は、それる。年金負債や年金費用をの当時のアメリカや国際会計 計算する際に、割引率が仮定基準に沿った、最新のルールされる。退職までの将来を含

退職給付会計における「即時認識」

退職金・企業年金の積立不足が、頻繁に新聞等で取り上げられ、将来の受け取りのほか、企業の財務や市場評価の点から注目されて

いる。しかし、こうした情報はであった。その特徴は、次の6んだ長期的な割引率を選択する約10年ほど前からであり、最点である。すなわち、年金負債として、経営者に裁量幅が

よしだ かずお 財務会計
・財務分析、名古屋市立大学
大学院経済学研究科博士後期
課程中退。1964年生まれ

の包括認識、年金負債の保守 大きかった。その後、それを制的評価(市場動向を反映)、年 限するように改正が行われ金資産の時価評価、積立不足 た。また、仮定された運用益との負債計上、掛金から独立し 実際との違いや制度改正などた年金費用の計上(運用利益 に伴う差異等が発生した場合

時価主義へシフトの一環

には、発生時にすべて認識し なくともよく、10年以上にわたる遅延認識が認められている。これらは数理計算上の差異、過去勤務債務差異及び会計基準変更時差異として、企業独自の財務諸表上における認識が行われている。

遅延認識は、ある意味では合理的な処理であるとも考えられる。運用損失が発生しても、将来、反対に運用利益が発生し、相殺できる可能性があるし、また、退職金制度の改正は当該従業員が退職するまで影響を与えるものであるから、変更時にすべて処理する必要はないとも考えられる。

しかし、アメリカでは2006年に遅延認識を廃止して即時認識への変更を実施している(SFAS158号)。また、国際会計基準でも同様な動き(2010年のIAS19号修正案)となり、わが国でも2012年5月に公表された新しい退職給付会計基準では、即時認識の規定を取り入れて財務諸表上に表示する考え方を反映している。退職給付会計における遅延認識から即時認識への動きは、この公正価値会計への動きに整合し、リスク開示を特に重視した公認会計基準のコンバージェンスに沿ったものであり、アメリカ基準やIFRS(国際財務報告基準)に一致させることが、グローバル化が進んだ最近のビジネス上、必要不可欠であり、ほぼ強制されていることによる。この流れは、取得原価主義会計から公正価値会計(時価主義会計)へのシフトであり、時価変動分を発生時に財務諸表上に表示する考え方を反映している。退職給付会計における遅延認識から即時認識への動きは、この公正価値会計への動きに整合し、リスク開示を特に重視した公認会計基準のコンバージェンスに沿ったものであり、アメリカ

